



警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第116号)

配信日 平成28年9月2日

長崎県消費生活センターからの情報です。

子どものオンラインゲーム

〈相談事例〉

小学生の息子が、親に無断で5つのオンラインゲームで遊び、クレジット会社から20万円の請求を受けている。数ヶ月前に私はスマートフォン（以下「スマホ」といいます）を新しく買い替えたが、息子は使わなくなった古いスマホで遊び、クレジットカードの情報もそのスマホに残っていたようだ。通信契約もしていないスマホでオンラインゲームができるとは思っていなかった。支払わなければいけないのか。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 通信契約をしていないスマホやタブレット端末のほか、携帯用ゲーム機、携帯型音楽プレーヤーの中にも家庭や街中の無線LANを経由してインターネット接続が可能で、オンラインゲームができるものがあるので注意してください。
- 民法上は親など法定代理人の同意のない未成年者の契約は取り消すことができますが、クレジットカードの管理責任を問われたり、オンラインゲームに登録するとき成年と嘘をついた場合は、業者との交渉が難しくなることがあります。
- トラブルを防ぐためには、まず親子で話し合い、ゲームの仕組みや料金体系、決済方法などをお互いに理解し、遊び方やルールを決めることが重要です。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)